

# おおさか掲示板

編集/大阪市政策企画室 ☎06-6208-7251 ☎06-6227-9090  
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

面積……225.21km<sup>2</sup> 人口……2,695,949人 世帯数……1,375,470世帯  
平成27年6月1日現在(推計)

## 「市政改革プラン」の取り組み結果をご報告します

大阪市では平成24年7月に「市政改革プラン—新しい住民自治の実現に向けて—」を策定し、活力ある地域社会づくりとそれを支える区政運営、ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営に取り組んできました。このたび、平成24～26年度の3年間の取り組み結果をとりまとめました。

- ◆取り組みについては、この3年間でほぼ実施でき、62件の目標については約6割の35件が概ね達成となりました。
- ◆今回のとりまとめ内容を今後の改善にいかすなど、引き続き、市政改革を推進していきます。

### 1 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり

**主な取り組み** 自律的な地域運営に向けた支援を推進

- 区役所が地域と協働し、さまざまなつながりの場を企画・実行
- 市民や団体のネットワークづくりを進め、ほぼ全地域で地域活動協議会を形成

**目標の達成状況**

概ね達成 4件	●中間支援組織の活用 【指標】中間支援組織の適切な支援を受ける環境が整備されていると感じている団体の割合	など
未達成 8件	●地域活動の活性化 【指標】地域活動に参画しやすい環境が整っていると感じている区民の割合	など

**今後の取り組み** 中間支援組織と連携し、引き続き、地域活動の担い手の発掘や育成、多様な地域団体のネットワークづくりを支援していきます。

### 2 自律した自治体型の区政運営

**主な取り組み** 区長の権限を拡充、各区の実情や特性に即した施策・事業を展開

- 住民に身近な区長の決定権を拡充
- 地域実情に応じた予算を区長が編成(区長が編成した予算は3年間で約5倍の約270億円)
- 区政会議を通じて多様な区民の意見やニーズを区政に反映

**目標の達成状況**

概ね達成 1件	●区民の安全・安心を担う総合拠点としての区役所づくり 【指標】さまざまな相談や要望に区役所が適切に対応していると感じている区民の割合	
未達成 13件	●区民が区政運営に参画する仕組みづくり 【指標】区政運営が計画段階から区民との対話・協働により進められていると感じている区民の割合	など

**今後の取り組み** この間構築した仕組みを各区長が的確に運用し、引き続き、地域実情に応じた区政運営と区民サービスの向上などに取り組んでいきます。

### 3 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営

**主な取り組み** 歳入・歳出の両面にわたり徹底した取り組みを実施

- 未利用地売却収入などの確保、未収金対策の強化を推進
- 聖域を設けることなくゼロベースで施策・事業を点検・精査
- 庁舎維持管理費や物品購入費等について、ムダを徹底的に排除

**目標の達成状況**

概ね達成 30件	●広告事業の拡充 【指標】広告事業目標額	など
未達成 5件	●施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築 【指標】削減効果額	など
	●未利用地の有効活用等 【指標】売却収入目標額	など

◆3年間の取り組み効果額 1536億円(見込)  
(主なもの)未利用地売却収入:479億円 人件費の削減:448億円 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築:378億円 など

**今後の取り組み** 引き続き、歳入確保、歳出削減などに取り組み、効果的・効率的な行財政運営の確立をめざします。

### 4 PDCAサイクルの徹底

**主な取り組み** 事業の有効性をチェックするマネジメントサイクルを構築

- 目標は可能な限り数値化し、達成度によっては事業を見直すことをルール化

**目標の達成状況**

未達成 1件	●PDCAサイクルの徹底 【指標】施策目的の実現を意識して事業や業務に取り組んでいる職員の割合
--------	--

**今後の取り組み** 職員啓発を充実させながら、引き続き、改革を支えるマネジメントサイクルを徹底していきます。

※[PDCAサイクル]:施策・事業に必要な要素、企画(Plan)・運営(Do)・評価(Check)・改善(Action)を一貫した流れとしてとらえ、循環させることで施策・事業の改善に結びつける手法です。

区ごとの状況など詳しくは、区役所区民情報コーナー、市民情報プラザ(市役所本庁舎1階)などのほか、大阪市ホームページでご覧いただけます。

問い合わせ 市政改革室PDCA担当 ☎6208-9885 ☎6205-2660

## マイナンバー制度がはじまります

マイナンバー制度は、住民票を有するすべての方(外国籍の方を含む)に、1人に1つずつお渡しする12桁の番号を使って、社会保障や税などの行政手続を行う国の制度で、市民の利便性の向上や行政の効率化、公平・公正な社会の実現などの効果が期待されています。

### Q1. マイナンバー制度のメリットは?

A. 平成29年7月から、区役所などで行政手続を行う場合、申請時に必要な住民票や所得証明書などの添付書類の提出が省略できるようになります。

### Q2. 自分のマイナンバーはいつわかるの?

A. 平成27年10月から順次、住民票に登録されている住所あてにマイナンバーと氏名・住所・生年月日・性別が記載された「通知カード」を送付します。すべての方に届くまでには、3カ月程度かかる予定です。

### Q3. 「通知カード」って何?

A. マイナンバーを皆さんにお知らせする紙製のカードです。それとは別に希望者には、平成28年1月から、顔写真が掲載され、身分証明書として利用できる「個人番号カード」を交付します。

### Q4. マイナンバーはどこで使うの?

A. 児童手当の現況届の提出や、確定申告など、多くの行政手続において、平成28年1月からマイナンバーが必要となります。勤務先が源泉徴収を行っている場合は、勤務先へもマイナンバーを報告する必要があります。

### マイナンバー制度に関するご不明な点はマイナンバーコールセンターへ

(全国共通ナビダイヤル)※通話料必要  
日本語窓口 ☎0570-20-0178  
外国語窓口 ☎0570-20-0291  
9:30~17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)

来月号では、「よくある質問と答え」について掲載します。

問い合わせ 総務局IT統括課 ☎6543-7118 ☎6543-7130

※☎FAX特に記載のないものは市外局番「06」です。